

青森大学利益相反マネジメントポリシー

1. 目的

青森大学（以下「本学」という。）は、大学の果たす社会貢献のひとつとして産学官連携を推進していくことにしているが、その推進にあたって大学短大の教職員、学生が公正かつ効率的な研究等の活動を行っていく上で、いわゆる「利益相反」の問題が不可避免的に生じ得る。

このような状況を踏まえて、産官学連携を活発にしつつ、本学の社会的信頼を確保しながら健全な社会貢献をしていくために、本学の教職員が常に意識しなければならない姿勢とルールとして、青森大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）を策定する。

2. 利益相反の定義

利益相反とは、教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反（個人としての利益相反）や、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反（大学（組織）としての利益相反）が含まれる。

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 教育、研究、社会貢献という本学の果たすべき役割に鑑み、本学の教職員は、教育・研究に支障のない範囲内で、産学官連携活動を推進するものとする。
- (2) 本学は、技術移転活動等の産学官連携の推進を公正かつ効率的に行うために、教職員の利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については、解決のための措置を講じる。
- (3) 教職員は、技術移転活動等の産学官連携の推進を行う上で利益相反を生じないことを責務とする。法律的に合法と解される場合であっても、公的な資金等で運営されている教育・研究機関として、公正性が疑われることのないよう、利益相反のマネジメントを行う。
- (4) 利益相反の問題を考えるに当たっては、学生の教育・研究上の利益の確保に留意する。

4. 利益相反マネジメントの対象

- (1) 対象者の範囲は教職員（非常勤を含む）とする。
- (2) 本学における職務に対して個人的な利益を優先させると見られたり、個人的な利益があるなしにかかわらず本学外部活動へ時間配分を優先させていると見られたりして、本学の教育・研究活動等の公正さに疑念を生じさせているか否かを基本的な判断基準とする。
- (3) 利益相反の生ずる可能性がある行為は、概ね次の場合をいう。
 1. 兼業活動（技術指導を含む）の場合
 2. 職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
 3. 企業、本学以外の大学等に本学の教職員が自らの研究成果等を技術移転等する場合
 4. 共同研究や受託研究に参加する場合
 5. 外部から寄附金、設備・物品の供与を受ける場合
 6. その他研究活動に関し、社会通念上不相当と思われる何らかの便益を供与され、又は供与が想定される場合

5. 教職員の責務

- (1) 教職員は、本学の諸規則等に定める場合を除いては、その勤務時間中は職務に専念し、大学としてなすべき責を有する職務に誠実に従事しなければならない。
- (2) 教職員は、職務遂行上知りえた秘密を専ら自己の利益を追求するため使用してはならない。
- (3) 教職員は、上記4.(3)に該当する場合は、勤務時間の内外にかかわらず、学長に対して報告をしなければならない。

6. 利益相反マネージメントの体制等

- (1) 本学は、利益相反マネージメントを適正に遂行するため、学長の指示のもとに利益相反に対処する組織も含めた体制整備に努める。
- (2) 利益相反が疑われる場合は、学長は必要な調査を行い、当該利益相反が本学として許容できないかどうか検討する。この場合、教職員は、当該調査に協力する義務を有する。
- (3) 学長は、利益相反のある教職員に対し適当な措置を求めることができる。
- (4) 教職員は、前項の措置に従わなければならない。本学の措置に不服がある場合は、学長に申し出ることができる。
- (5) 本学は、利益相反に関する教職員の個人情報については、これを保護するため、守秘義務を徹底し、適正に管理する。
- (6) 教職員の利益相反に関して、社会から疑義が提起された場合は、教職員に代わって本学が説明責任を果たすものとする。
- (7) 利益相反に係る事務は、事務局において行う。

7 その他

このポリシーは、社会の変化に適切に対応するため、適宜見直すほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

8 施行

このポリシーは、平成22年9月1日から施行する。

附 則

このポリシーは、平成25年4月1日から施行する。

青森大学個人情報保護委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学における個人情報の取扱いを適正かつ円滑に進めるために、「青森大学個人情報の保護に関する規程」第6条に基づき設置する青森大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する規程等の整備に関する事項
- (2) 個人情報の収集、管理、利用、開示又は訂正に関する事項
- (3) 個人情報の取扱いに関する不服申し立てに関する事項
- (4) 個人情報の管理者に対する指導・助言に関する事項
- (5) 個人情報保護に関する広報・啓発に関する事項
- (6) その他、個人情報保護に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 学生部長
 - (4) 教務委員長
 - (5) 事務局長
- 2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、学長が指名する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 第2条の委員の任期は、その在任期間とする。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めること

ができる。

(事務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学における危機管理に関する規則

(目的)

- 第1条 この規則は、大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、青森大学（以下「本学」という。）における危機管理及び危機対策等を定めることにより、本学の教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。
- 2 本学の危機管理及び危機対策については、他の法令等並びに本学の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 職員及び学生等 本学の教職員並びに本学の学生をいう。
 - (2) 危機 災害及び火災のほか、テロ、重篤な感染症などの重大な事件や事故で職員及び学生等の生命若しくは身体又は本学の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
 - (3) 危機管理 危機が生じた際にどのように対応すべきか組織を指導し、管理する調整された活動をいう。
 - (4) 危機対策 危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の対応をいう。
 - (5) 部局等 学部、事務局、附属図書館及び付属研究所をいう。

(学長等の責務)

- 第3条 青森大学学長（以下「学長」という。）は、本学における危機管理及び危機対策を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 学部長、図書館長及び研究所長は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
 - 3 部局等の長は、当該部局等における危機管理及び危機対策の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

(学長の代理者)

- 第4条 学長が出張等により不在の場合並びに学長に事故があるときは、学長が指名するものが代理者としてその職務を代行する。

(平常時における危機管理)

- 第5条 学長は、平常時より、全学的な危機管理を統括するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 部局等の長は、次の各号に掲げる危機管理を行うものとする。

- (1) 情報の収集、分析及び対応策の検討
- (2) 職員及び学生等に対する適切な情報提供
- (3) 個別マニュアル等の作成、見直し
- (4) 職員及び学生等の危機意識の涵養を図る研修会及び訓練の実施
- (5) 緊急時の危機対策の組織体制、活動内容及び意思決定づくり
- (6) 緊急時の情報伝達方法の整備
- (7) その他危機管理に係る必要な事項

(危機管理委員会)

第6条 学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

(危機に関する通報等)

第7条 教職員及び学生は、緊急に対処すべき危機が発生し又は発生するおそれがあることを発見した場合は、部局等の長に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた部局等の長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第8条 学長は、危機が発生し又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部(以下「対策本部」という)を設置するものとする。

- 2 前項の対策本部は、原則として学長室に設置するものとし、学長室に置くことができない場合は、状況に応じて他の部局等に設置するものとする。
- 3 対策本部の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - (2) 副本部長は、学部長の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
 - (3) 本部長は、各部局の長等とする。なお、必要に応じて、学長が指名するものを加える。
- 4 対策本部の業務については、学長が状況に応じて、学校法人青森山田学園理事長に報告するものとする。
- 5 対策本部の事務は、事務局が主管する。
- 6 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、学長があらかじめ定め、職員に周知しておくものとする。
- 7 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(危機対策本部の権限)

第9条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理にあたり、本学の学内規則等により必要とされる手続きを省略することができる。

(危機対策本部の業務)

第 10 条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の情報収集及び情報分析
- (2) 危機において必要な対策の決定及び実施
- (3) 職員及び学生等への危機に関する情報提供
- (4) 危機に係る関係機関との連絡調整
- (5) 危機に関する報道機関への情報提供
- (6) 部局等の危機対策本部との連携に関すること。
- (7) その他危機への対応に関して必要な事項

(部局等における危機対策本部)

第 11 条 部局等の長は、危機が発生し又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、当該部局の危機対策本部(以下「部局本部」という。)を設置するものとする。

- 2 前項の部局本部を設置したときは、遅滞なく学長に報告するとともに、その内容、対策方針及び対策状況等について、随時、学長に報告するものとする。この場合において、学長は、当該危機が全学に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部を設置し、全学的に対応することができる。
- 3 部局等の長は、当該部局等のみに係る危機であっても、全学的に対応すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。
- 4 部局本部の組織及び業務並びに緊急連絡体制等の必要な事項は、部局等の長があらかじめ定め、部局等の職員に周知しておくものとする。
- 5 部局本部は、部局等の長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

青森大学危機管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学危機管理に関する規則第6条に基づき、青森大学危機管理委員会（以下、「委員会という」）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の危機管理に関する事項
- (2) その他、全学的な危機管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 教務委員会委員長
- (5) 事務局長
- (6) その他、委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員長は、学長をもって充てる。

(副委員長)

第5条 副委員長は、学長が指名する。

- 2 委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会務を総理する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席にて成立する。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学教職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(倫理行動規準)

第2条 教職員は、大学の教職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 教職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 教職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 教職員は、法令及び大学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- (4) 教職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 教職員は、勤務時間外においても、自らの行動が大学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(事業者等)

第3条 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第4条 この規程において、「利害関係者」とは、教職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 物品購入等の契約に係る事務

これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 共同研究、受託研究等の契約に係る事務

これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(3) 入学試験等における合格者の決定に係る事務

大学への入学を志願する者及びその関係者

(4) 卒業判定又は修了判定に係る事務

当該卒業判定又は修了判定の対象となる学生等

(5) 学生等の懲戒処分決定に係る事務

当該懲戒処分の対象となる学生等

(6) 教職員として採用する者の決定に係る事務

大学に教職員として採用を希望する者及びその関係者

2 教職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該教職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の教職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の教職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった教職員の利害関係者である者とみなす。

3 他の教職員の利害関係者が、教職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の教職員に行使させる

ことにより自己の利益を図るためその教職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の教職員の利害関係者は、その教職員の利害関係者であるものとみなす。

(禁止行為)

第5条 教職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第14項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行(職務のための旅行を除く。)をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、教職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、教職員(同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該教職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 教職員は、私的な関係(教職員としての身分にかかわらず関係をいう。以下同じ。)がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

2 教職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第7条 教職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 教職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合せなかった事業者

等にその者の負担として支払わせてはならない。

(教職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第7条の2 教職員は、他の教職員の第5条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の教職員(第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 教職員は、大学において教職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の教職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 「青森山田学園教職員給与規程」第7条の別表7に定める管理職の地位にある教職員は、その管理し、又は監督する教職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第7条の3 教職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

(2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第8条 教職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、教職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(教職員からの届出等)

第9条 教職員は、第7条の3の規定による届出又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ別記様式第1号による飲食届出書又は別記様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第10条 第7条の2第3項に掲げる管理職の地位にある教職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と教職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職の地位にある教職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、別記様式第3号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出しなければならない。

(報酬)

第11条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
 - (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬うち、教職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬
- 2 前項各号の報酬は、教員が自己の教育研究成果に基づいて行う講演等に係る報酬を除く。

(報告書の保存及び閲覧)

- 第 12 条 第 10 条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した倫理監督者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 教職員は、倫理監督者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が 1 件につき 20,000 円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。
 - 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
 - 4 贈与等報告書の閲覧は、倫理監督者が指定する場所でこれをしなければならない。

(倫理監督者)

- 第 13 条 教職員の職務に係る倫理の保持を図るため、大学に倫理監督者を置く。
- 2 倫理監督者は、学長とする。

(倫理監督者への相談)

- 第 14 条 教職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第 5 条第 1 項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(倫理監督者の責務)

- 第 15 条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- (1) 教職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
 - (2) 教職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な部署に通知をしたことを理由として、当該通知をした教職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
 - (3) 研修その他の施策により、教職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。
 - (4) 教職員からの第 6 条第 2 項又は前条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (5) 教職員からの第 9 条の届出を受理すること又は申請を適当と認めた場合に、承認を行うこと。
 - (6) 教職員から提出された贈与等報告書の受理、保存及び閲覧を適正に対処すること。
 - (7) 教職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、教職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(倫理監督補助者への委任)

- 第 16 条 倫理監督者は、倫理監督補助者を置き、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(利益相反行為の防止等)

- 第 16 条の 2 この規程に定めるもののほか、利益相反行為の防止については、「青森大学利益相反マネジメントポリシー」(平成 22 年 9 月 1 日施行)による。

(教職員がこの規程に違反した場合の対処等)

- 第 17 条 教職員に、この規程に違反する行為を行った疑いがあると認められるときは、倫理監督者は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該教職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

- 第 18 条 倫理監督者は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

飲食許可申請書

倫理監督者 殿

(所属)

(職名)

(氏名)

印

利害関係者との飲食の目的, 理由	
飲食の相手方	
飲食の内容(飲食に要する 予定金額を含む)	
飲食の日時	
飲食の場所	
上記の申請を許可する。 <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">倫理監督者 _____ 印</p>	

講演等承認申請書

倫理監督者 殿

(所属)
(職名)
(氏名)

印

講演, 著述等の依頼者	
講演, 著述等の内容(講演等の対象者を含む)	
講演, 著述等を行う日時, 場所	
報酬の額	
報酬の額の算出根拠	
<p>上記の申請を承認する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">倫理監督者 _____ 印</p>	

贈与等報告書

倫理監督者

殿

(所属)
(職氏名)

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
第 3 条第 2 項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と教職員の職務との関係及び青森大学との関係	

(注) 1 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、教職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、教職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、教職員が提供した人的役務の内容並びに教職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。

2 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。

3 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の証拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。

4 贈与等又は報酬の支払 1 件につき 1 枚に記入する。

青森大学再入学に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、青森大学学則（以下、「学則」という）第20条の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(再入学資格)

第2条 再入学を志願することができる者は、学則第24条の規定により本学を退学した者及び学則第28条第1項第3号の規定により除籍になった者（除籍後2ヶ月以内の者を除く。）とする。

とする。

2 学則第65条の規定により退学に処された者は、再入学の資格を有しない。

(学部学科)

第3条 再入学できる学部学科は、原則として、退学時に在籍していた学部学科とする。

(出願書類及び出願時期)

第4条 再入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて学長に願い出るものとする。

- (1) 再入学願
- (2) 履歴書
- (3) 成績証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 出願時期は、3月15日又は8月31日までとする。

(再入学の選考)

第5条 再入学者の選考は、志願学部の定めるところにより行う。

(再入学の許可)

第6条 前条の規定により選考に合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、授業料その他の納付金を納付して、再入学手続きを完了しなければならない。

2 再入学の許可は、前項の手続きを完了した者に対して、学長がこれを行う。ただし、退学時に未納の学費等がある者は、その未納の学費等を再入学手続き時までに納入した場合に限り、再入学を許可するものとする。

(再入学年次及び既修単位の取扱)

第7条 学則第21条の規定に基づき、既修単位の取扱い及び再入学年次は、志願学部の教授会が審議し、学長が決定する。

(在学期間及び最長在学年限)

第 8 条 再入学を許可された者の在学期間及び最長在学年限は、学則第 5 条に定めるところとする。

(教育課程及び卒業要件)

第 9 条 再入学を許可された者の教育課程は、再入学する学部学科の学年の履修すべき教育課程を適用し、卒業要件も同様とする。

(入学時期)

第 10 条 入学の時期は、学期の始めとする。

(検定料)

第 11 条 再入学に関わる検定料は、30,000 円とする。

(入学金、授業料等)

第 12 条 授業料その他の納付金は、学則第 38 条の定めるところとする。ただし、入学金は徴収しない。

(既納の授業料等)

第 13 条 既納の検定料、授業料等は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

この細則は、平成 25 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

青森大学医の倫理委員会規程

(目的・設置)

第1条 青森大学（以下「本学」という）で行う「ヒトを対象とする医学、薬学をはじめとする医学系研究及び臨床応用」（以下「研究等」という。）に対し、医の倫理に関するヘルシンキ宣言の趣旨に沿う倫理上の指針を与えるため、青森大学医倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

(責務)

第2条 倫理委員会は、医の倫理の在り方について必要事項を検討する。

2 倫理委員会は、研究等の実施責任者から申請された内容について審査する。

3 倫理委員会は、本学で行われる研究等の医の倫理にかかわる事項について助言を求められたときは、適切に対応する。

(審議の方針)

第3条 倫理委員会は、第1条の趣旨に基づき、前条に掲げる事項に関して医学的、薬学的、倫理的、社会的な面から調査、検討し審議する。この場合において、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護

(2) その個人に理解を求め同意を得る方法

(3) 研究等によって生じる個人への不利益、危険性及び医学・薬学における貢献度の予測。

(組織)

第4条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって、6人以上で組織する。

ただし、委員には、男性の委員及び女性の委員が含まなければならない。

(1) 薬学部の教授 2人以上

(2) 薬学部以外の本学の教員

(3) 本学の事務局職員

(4) 本学以外の有識者2人以上

2 前項に掲げる委員には、次の各号に掲げる者が各1人以上含まなければならない。

(1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者。

(2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者。

(3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者。

- 3 第1項第2号に掲げる者については、当該委員の申し出があるときは、あらかじめ倫理委員会の承認により予備委員1名を置くことができる。同号の委員がやむを得ない理由により出席できない場合、予備委員は倫理委員会に委員として出席し、議決権を行使することができる。
- 4 第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる委員は、青森大学学長が委嘱する。
- 5 次の各号に掲げる者は、倫理委員会にオブザーバーとして出席することができる。ただし、審査の議決に参加することはできない。
 - (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) その他委員長が必要と認める者
- 6 倫理委員会の分掌については、別に定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 倫理委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、倫理委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 倫理委員会委員長は、委員会の招集を定期的に行う。

- 2 倫理委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自己が関係する申請の審査の議決に参加することはできない。ただし、倫理委員会の求めに応じて、会議に出席し説明することはできる。
- 4 倫理委員会の意見は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。ただし、全会一致が困難な場合には、審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合に限り、全会一致ではない議決によることができる。その場合、過半数による議決は不可であり、出席委員の3分の2以上の意見をもって、当該倫理委員会の意見と

することができる。

- 5 委員が関係する申請の審査についての議決は、当該委員を除く委員総数の3分の2以上の意見をもって、当該倫理委員会の意見とすることができる。
- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、別に定める場合には倫理委員会委員長又は副委員長1人以上を含む計3人による書面の持ち回り審査及び緊急審査にて審議をすることができる。この場合、審議結果については、その審査を行った委員以外の委員に報告されなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、倫理委員会の同意を得て、委員以外の者を倫理委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(審査)

- 第9条 本学に所属する研究者が研究等を実施しようとするとき、その実施責任者は、研究等の内容に係る倫理上の審査について、別に定める様式により学長に申請しなければならない
- 2 学長は、前項の申請があった場合には倫理委員会に審査を行わせる。
 - 3 他の臨床研究機関の長から文書により学長に倫理審査の依頼があった場合には、倫理委員会において審査をすることができる

(審査結果)

- 第10条 倫理委員会委員長は、審査の結果を学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、倫理委員会の意見を尊重し研究実施の許可・不許可その他研究に関し必要な事項を決定し、別に定める様式により、実施責任者に通知するものとする。
 - 3 実施責任者は、審査結果に異議があるときは、学長に対し、別に定める様式により異議申立てをすることができる。この場合においては、異議申立書に異議の根拠となる資料を添付しなければならない。
 - 4 学長は、前項の申立てがあった場合には倫理委員会に速やかに再審査を行わせ、倫理委員会の意見を尊重し研究実施の許可・不許可その他研究に関し必要な事項を決定し、実施責任者に通知するものとする。

(有害事象等報告)

- 第11条 実施責任者は、研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生を知ったときは、直ちにその旨を別に定める様式により学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに必要な対応を行うとともに、当該有害事象及び不具合等について倫理委員会に報告し、その意見を聴き、必要な措

置を講じなければならない。

- 3 当該研究を共同して行っている場合には、学長は、当該有害事象及び不具合等について共同研究機関への周知を行わなければならない。
- 4 学長は、臨床研究に関連する予期しない重篤な有害事象及び不具合等の報告を受けた場合には、その対応の状況・結果を公表し、厚生労働大臣等に逐次報告しなければならない。
- 5 学長は、現在実施している又は過去に実施された研究について、厚生労働省の定める臨床研究に関する倫理指針への重大な不適合を知った場合には、速やかに倫理委員会の意見を聴き、必要な対応をした上で、その対応の状況・結果を厚生労働大臣等に報告し、公表しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 委員は、その職務に基づき知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項について秘密を守らなければならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 倫理委員会の庶務は、青森大学事務局において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営等に関し必要な事項は、倫理委員会が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、部長会が審議し、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月17日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

青森大学教員養成課程規程(学部学生及び科目等履修生対象)

【教員養成に対する理念、設置の趣旨】

(理念)

- 1 人間性豊で幅広い知見を備えた教員養成
- 2 教職に対する誇り、情熱、使命感を備えた教員養成
- 3 生涯にわたり学び続ける教員養成

(趣旨)

- 1 恵まれた自然の中で培われた豊かな広い心と、各学部・学科および教職課程での学習を通じて身に付けた幅広い教養と高度で専門的な知識・技術を活かし、生徒の多様な将来設計を支援できる教育を育成する。
- 2 教職課程で学んだ知識・技術をもとに、教職に対する誇りと情熱および高い使命を自覚し、生徒に対する深い愛情と適切な理解で、生徒の人格形成および学ぶ力を伸ばす教育を実践できる教育を育成する。
- 3 本学での教育を通じて修得した知識・技術をもとに、教育の不易と流行を見極めつつ不断の研修に励み、教員としての資質能力の向上を図り、社会の変化に柔軟に対応できる教員を育成する。

第1条 教育職員の資格取得に必要な教員養成課程を本学に設け、各学部学生の希望者及び本規定第7条による科目等履修生にこれを課する。

第2条 本課程は中学校教諭一種免許状「社会」「保健体育」「数学」及び、高等学校教諭一種免許状「公民」「保健体育」「商業」「数学」「情報」を得ることに適する授業を行う。

第3条 本課程の授業、科目及び単位は次のとおりとする。

- 1 教科に関する科目は、別表1の基準で定めるものを修得することとする。
○印は、一般的包括的な内容を含む科目(必修科目)とする。
- 2 教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目は、別表2の基準で定めるものを修得することとする。
- 3 教職に関する科目は、別表3の基準で定める科目を修得することとする。

第4条 教育実習については次のとおりとする。

- 1 教育実習は特に協力を委託した中学校又は高等学校において個別実習又は集団実習を行う。
- 2 教育実習の受講資格は、「教職概論」、「教育原理」、「教育心理学」、「特別活動の指導法」、「生徒・進路指導論」、「教育相談」、「教科教育法Ⅰ・Ⅲ」を履修済みであることを条件とする。

第5条 本課程を履修しようとする学生は第1学年の終りに学長に願書を提出して許可を受けるものとする。許可された者は教員養成課程の学籍簿に登録される。

第6条 本課程を履修する学生は履修登録に際し1教科20,000円、2教科22,000円、3教科24,000円、4教科26,000円を納入するものとする。
なお教育実習費は第3学年の終りに教育実習申込書に20,000円を添えて提出するものとする。
また、介護等体験実習費は別途納入するものとする。

第7条 選考の上入学を許可された者に対して本課程を履修しようとする科目等履修生には希望の科目を履修させ試験の結果、単位を与えることが出来る。
この場合は検定料15,000円、入学金(登録料)15,000円と授業料1単位10,000円のみとする。

附 則

1. 本規程は、昭和49年4月1日より施行する。
2. 本規程は、昭和62年4月1日からこれを改定施行する。
3. 本規程は、平成2年4月1日からこれを改定施行する。

本規程施行の際、従前の旧免許状授与の所要資格を得させるための専門教育科目の教育課程(以下「旧課程」という。)については、平成2年3月31日に当該旧課程が適用される学科に在学していた者が、当該学科に存在しなくなるまでの間存続するものとする。

4. 本規程は、平成5年4月1日からこれを改正施行する。
5. 本規程は、平成10年4月1日からこれを改正施行する。
6. 本規程は、平成12年4月1日からこれを改正施行する。
7. 本規程は、平成13年4月1日からこれを改正施行する。
8. 本規程は、平成16年4月1日からこれを改正施行する。
9. 本規程は、平成20年4月1日からこれを改正施行する。
10. 本規程は、平成22年4月1日からこれを改正施行する。
11. 本規程は、平成23年4月1日からこれを改正施行する。
12. 本規程は、平成24年4月1日からこれを改正施行する。
13. 本規程は、平成25年4月1日からこれを改正施行する。
14. 本規程は、平成26年4月1日からこれを改正施行する。
15. 本規程は、平成27年4月1日からこれを改正施行する。

〈別表1(第3条第1項、教科に関する科目)〉

中学校・高等学校教諭一種免許状「保健体育」

		経営学科	
免許施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位数	
体育実技	○体育実習(体力づくり運動)	1	
	○体育実習(器械体操)	1	
	○体育実習(陸上競技)	1	
	○体育実習(水泳)	1	
	○体育実習(球技)	1	
	体育実習(アルペンスキー)	1	
	○体育実習(剣道)	1	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	○スポーツ心理学	2	
	○スポーツ経営学Ⅰ	2	
	スポーツ経営学Ⅱ	2	
	○スポーツマネジメント論	2	
	スポーツマーケティング論	2	
	スポーツ産業論	2	
	○スポーツ社会学	2	
	体育方法学(柔道・ダンス)	2	
	体育方法学(球技)	2	
	体育方法学(雪上スポーツ)	2	
	○運動学	2	
生理学 (運動生理学を含む。)	○生理学	2	
衛生学及び公衆衛生学	○衛生学	2	
学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全、救急処置を含む。)	○学校保健	1	
・教科に関する科目 21単位以上	免許法施行規則に定める科目区分等の科目からそれぞれ1単位以上計21単位以上		
・教科又は教職に関する科目 中 7単位以上 高 15単位以上	教科及び教職に関する科目の選択科目、又は最低修得単位を超えて修得した余剰の単位、中7単位、高15単位以上修得		

高等学校教諭一種免許状「商業」

		経営学科	
免許施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		
	授業科目	単位数	
商業の関係科目	中小企業論Ⅰ	2	
	○商業簿記(初級)Ⅰ	4	
	○商業簿記(初級)Ⅱ	4	
	商業簿記(中級)	4	
	企業財務論	2	
	○金融論	2	
	○ビジネス実践	4	
	経営分析論	2	
	情報活用論Ⅰ	2	
	情報活用論Ⅱ	2	
	○経済原論Ⅰ	2	
	○経済原論Ⅱ	2	
	○経営学総論Ⅰ	2	
	○経営学総論Ⅱ	2	
	経営管理論Ⅰ	2	
	マーケティング論Ⅰ	2	
	マーケティング論Ⅱ	2	
	原価計算(上級)	2	
	工業簿記(上級)	2	
	商業簿記(上級)	2	
会計学(上級)	2		
職業指導	○職業指導Ⅰ	2	
	○職業指導Ⅱ	2	
・教科に関する科目 20単位以上	免許法施行規則に定める科目区分等の科目からそれぞれ1単位以上計20単位以上		
・教科又は教職に関する科目 16単位以上	教科及び教職に関する科目の選択科目、又は最低修得単位を超えて修得した余剰の単位、16単位以上修得		

中学校教諭一種免許状「社会」

		社 会 学 科	
免許施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		
	授 業 科 目	単位数	
日本史及び外国史	○日本史	2	
	○外国史	2	
地理学(地誌を含む。)	○地理学	2	
	○地誌学	2	
「法学、政治学」	○法学(国際法含む)	2	
	○政治学	2	
「社会学、経済学」	○経済学	2	
	○社会学概論Ⅰ	2	
	○社会学概論Ⅱ	2	
	家族社会学Ⅰ	2	
	家族社会学Ⅱ	2	
	生活構造論	2	
	メディア論Ⅰ	2	
	メディア論Ⅱ	2	
	○環境社会学Ⅰ	2	
	○環境社会学Ⅱ	2	
	生涯学習論Ⅰ	2	
	生涯学習論Ⅱ	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	2	
	○倫理学	2	
	人間理解と福祉	2	
・教科に関する科目 20単位以上	免許法施行規則に定める科目区分等の科目からそれぞれ1単位以上20単位以上		
・教科又は教職に関する科目 8単位以上	教科及び教職に関する科目の選択科目、又は最低修得単位を超えて修得した余剰の単位、8単位以上修得		

高等学校教諭一種免許状「公民」

		社 会 学 科		
免許施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			
	授 業 科 目	単位数		
「法学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	○法学(国際法含む)	2		
	○政治学	2		
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	○経済学	2		
	○社会学概論Ⅰ	2		
	○社会学概論Ⅱ	2		
	メディア論Ⅰ	2		
	メディア論Ⅱ	2		
	家族社会学Ⅰ	2		
	家族社会学Ⅱ	2		
	地域社会学Ⅰ	2		
	地域社会学Ⅱ	2		
	生涯学習論Ⅰ	2		
	生涯学習論Ⅱ	2		
	文化社会学Ⅰ	2		
	文化社会学Ⅱ	2		
	○環境社会学Ⅰ	2		
	○環境社会学Ⅱ	2		
	生活構造論	2		
	○社会調査論Ⅰ	2		
	○社会調査論Ⅱ	2		
	「哲学・倫理学・宗教学・ 心理学」	哲学	2	
		○倫理学	2	
		心理学	2	
		社会意識と心理Ⅰ	2	
・教科に関する科目 20単位以上	免許法施行規則に定める科目区分等の科目からそれぞれ1単位以上20単位以上			
・教科又は教職に関する科目 16単位以上	教科及び教職に関する科目の選択科目、又は最低修得単位を超えて修得した余剰の単位16単位以上修得			

中学校教諭一種免許状「数学」
及び高等学校教諭一種免許状「数学」

		ソフトウェア情報学科	
免許施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		
	授 業 科 目	単位数	
代数学	○代数学Ⅰ	2	
	○代数学Ⅱ	2	
	○情報数学	2	
幾何学	○幾何学	2	
	○CG基礎数学	2	
解析学	○解析学Ⅰ	2	
	○解析学Ⅱ	2	
	○数値解析	2	
「確率論、統計学」	○確率・統計	2	
	○情報理論	2	
コンピュータ	○コンピュータ基礎	2	
	○アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2	
	○プログラミング演習Ⅱ	3	
	プログラミング言語	2	
・教科に関する科目 20単位以上	免許法施行規則に定める科目区分等の科目からそれぞれ1単位以上計20単位以上		
・教科又は教職に 関する科目 中8単位以上 高16単位以上	教科及び教職に関する科目の選択科目、又は最低修得単位を超えて修得した余剰の単位、中8単位、高16単位以上修得		

高等学校教諭一種免許状「情報」

		ソフトウェア情報学科	
免許施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		
	授 業 科 目	単位数	
情報社会及び 情報倫理	○情報社会と情報倫理	2	
	○コンピュータアーキテクチャ	2	
コンピュータ及び情報 処理(実習を含む。)	○オペレーティングシステム	2	
	○アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2	
	○プログラミングワークショップⅠ	3	
	○プログラミングワークショップⅡ	3	
情報システム (実習を含む。)	○データベース	2	
	人工知能	2	
	ソフトウェア設計	2	
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	○コンピュータネットワーク	2	
マルチメディア表現及 び技術(実習を含む。)	○コンピュータグラフィックス	2	
	コンピュータグラフィックス演習	2	
	画像処理	2	
	コンピュータミュージック	2	
	○Webデザイン	2	
	○コンピュータシミュレーション	2	
情報と職業	○情報と職業	2	
・教科に関する科目 20単位以上	免許法施行規則に定める科目区分等の科目からそれぞれ1単位以上計20単位以上		

・教科又は教職に関する科目 16単位以上	教科及び教職に関する科目の選択科目、又は最低修得単位を超えて修得した余剰の単位、16単位以上修得
----------------------	--

〈別表2(第3条第2項、教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目)〉

免許施行規則に 定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			
		授業科目	単位数		学科・備考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		経営学科・社会学科・ソフトウェア情報学科
体 育	2	保健体育理論		2	経営学科・社会学科・ソフトウェア情報学科
		体育実技A	1		
		体育実技B	1		
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA	2		経営学科・社会学科・ソフトウェア情報学科
		英語ⅡA	2		
		英会話A		2	
		中国語ⅠA		2	
情報機器の操作	2	情報リテラシー	1		経営学科
		情報の集計・分析	1		
		情報処理Ⅰ		2	} 社会学科 これら2科目より1科目
		情報処理Ⅱ		2	
		プログラミング演習Ⅰ	3		ソフトウェア情報学科

〈別表3(第3条第3項、教職に関する科目)〉

○は必修科目とし、中一種は31単位以上、高一種は23単位以上修得することとする。

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講する科目 (中学校)	単 位	本学で開講する科目 (高等学校)	単 位	備 考
科 目	各科目に含める必要事項	単位数					
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割	2	○教職概論	2	○教職概論	2	
	・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)						
	・進路選択に資する各種の機会の提供等						
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○教育原理	2	○教育原理	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		○教育心理学	2	○教育心理学	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		○教育行政論	2	○教育行政論	2	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	中12 高6	○教育課程論	2	○教育課程論	2	該当教科の指導法を履修。なお、各教科の指導法の科目より、中免は8単位、高免は4単位それぞれ選択必修。ただし数学科に限り高免も8単位選択必修。
	・各教科の指導法		社会科教育法Ⅰ	2	公民科教育法Ⅰ	2	
			社会科教育法Ⅱ	2	公民科教育法Ⅱ	2	
			社会科教育法Ⅲ	2	商業科教育法Ⅰ	2	
			社会科教育法Ⅳ	2	商業科教育法Ⅱ	2	
			保健体育科教育法Ⅰ	2	保健体育科教育法Ⅰ	2	
			保健体育科教育法Ⅱ	2	保健体育科教育法Ⅱ	2	
			保健体育科教育法Ⅲ	2	数学科教育法Ⅰ	2	
			保健体育科教育法Ⅳ	2	数学科教育法Ⅱ	2	
	数学科教育法Ⅰ		2	数学科教育法Ⅲ	2		
数学科教育法Ⅱ	2	数学科教育法Ⅳ	2				
数学科教育法Ⅲ	2	情報科教育法Ⅰ	2				
数学科教育法Ⅳ	2	情報科教育法Ⅱ	2				
・道徳の指導法		○道徳教育の指導法	2			中免のみ	
・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	2	○特別活動の指導法	2		
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		○教育方法学	2	○教育方法学	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	4	○生徒・進路指導論	2	○生徒・進路指導論	2	
	・進路指導の理論及び方法		○教育相談	2	○教育相談	2	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
教育実習		中5 ・ 高3	○教育実習Ⅰ	1	○教育実習Ⅰ	1	事前事後指導1単位を含む
			○教育実習Ⅱ	2	○教育実習Ⅱ	2	
			○教育実習Ⅲ	2			
教職実践演習		2	○教職実践演習(中・高)	2	○教職実践演習(中・高)	2	
単位数合計		中31 高23		中 35		高 27	高数は31単位
特例法に定める介護等体験	実習証明書取得		○介護等体験実習(事前・事後指導を含む) 特別支援学校(2日) 社会福祉施設(5日)				・中免のみ

※教育実習の受講資格は、以下に掲げる科目を履修済みであること。

「教職概論」 2単位 1年次後期開設(必修科目) 「教育原理」 2単位 1年次後期開設(必修科目)

「教育心理学」 2単位 2年次前期開設(必修科目) 「特別活動の指導法」 2単位 2年次前期開設(必修科目)

「教育相談」 2単位 3年次前期開設(必修科目) 「生徒・進路指導論」 2単位 2年次前期開設(必修科目)

「教科教育法」4～8単位 2年前・後期、3年前・後期(選択必修科目)

青森大学教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第55条の規定に基づき、各学部に設置する教授会について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員)

第2条 教授会は、当該学部の教授及び特任教授をもって組織する。

2 必要あるときは、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(所掌事項)

第3条 教授会は、学長が当該学部に係わる次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集及び議長)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長が不在のときは、学部長があらかじめ指名した者が議長の職務を代行する。

(定足数及び議決)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 構成員のうち、長期研修又は病気その他の事由のため3ヵ月以上、出席できない者は、定足数に含めない。

3 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(開催)

第6条 教授会は、定例とする。ただし、学部長が必要に応じて臨時に開催することができる。

2 定例教授会は、原則として毎月1回とする。

3 臨時教授会は、学部長が必要と認めるとき、これを招集する。ただし、構成員の過半数以上からの要請があったときは、招集しなければならない。

(構成員以外の出席)

第7条 学部長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ意見をきくことができる。

(議事録及び報告)

第8条 学部長は、教授会の開催の都度、選出された2名の署名捺印した議事録を作成し保管するとともに、その写しを添えて、審議の結果を学長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 教授会の庶務は、事務局が処理する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、部長会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学学長選任規程

(目的)

第1条 本規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第6条及び青森大学学則第51条の規定に基づき、青森大学学長（以下「学長」という。）の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(学長の資格)

第2条 学長は、人格が高潔で学識がすぐれ、本学の建学の理念と教育に深い理解と熱意を有する者でなければならない。

(選任の時期)

第3条 学長の選任は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が欠けたとき
- (3) 学長が辞任を申出て、理事長がこれを認めたとき

2 前項第1号のときは、任期満了の2か月前までに学長の選任を終了するものとし、第2号又は第3号のときは、1か月以内に学長の選任を行うものとする。

(学長の任期)

第4条 学長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(選考委員会の設置)

第5条 学長候補者を選考するため、学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織及び運営)

第6条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事会において推薦された者 7名
 - (2) 本学の専任教員（助手を除く。以下同じ。）の中から各学部より推薦された者各 2名
 - (3) 本学の課長以上の職にある事務職員（以下「事務職員」という。）の中から互選により推薦された者 3名
- 2 選考委員会に委員長を置き、委員の中からこれを選出する。
- 3 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(学長候補者の届出)

第7条 選考委員会は、広く学内外から学長候補者を募るものとする。

- 2 学長候補者の届出は、別紙様式「青森大学学長候補者届出書」により、推薦人5名以上の連署をもって行うものとする。
- 3 推薦人の資格は、理事、本学の専任教員及び事務職員とする。

(選考委員会による学長候補者の選出)

第8条 選考委員会は、前条の届出に係わる学長候補者について選考を行い3名以内の学長候補者を選出するものとする。

(学長候補者の投票)

- 第9条 選考委員会は、前条の規定により選出された者について、学長候補者名簿を作成し、選挙人による無記名投票を実施するものとする。
- 2 前項の投票の選挙人は、本学の専任教員及び事務職員とする。

(学長候補者の推挙)

- 第10条 選考委員会は、前条の投票の結果により最多得票者を学長候補者として理事会に推挙するものとする。
- 2 前項の推挙に当たっては、第8条の選考の経過及び第9条の投票の結果を明らかにする書面を添付するものとする。
 - 3 選考委員会は、前項の書面の写しを教授会に送付するものとする。

(選任及び任命)

- 第11条 理事会は、選考委員会から推挙された者について、審議のうえ学長を選任する。
- 2 理事長は、前項の規定により選任された者を学長に任命する。

(学長の長期不在等の措置)

- 第12条 学長が長期にわたり不在のとき又は欠けたときは、学長職務代理者を理事長が命ずる。

(改正)

- 第13条 本規程の改正は、部長会が審議し、学長が理事会に諮るものとする。

(施行細則その他)

- 第14条 本規程の施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 青森大学学長選考手続及び任命に関する規則（昭和45年8月25日施行）は、廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式

青森大学学長候補者届出書

ふりがな 氏 名	印 (男 ・ 女)
生年月日	年 月 日生 (満 歳)
本 籍 地	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県
現 住 所	
連 絡 先	電話 () -

年	月	学歴・職歴・賞罰・業績 (項目ごとに記入)
所 信		
所 信		
<p>上記の記載事項は、事実と相違ありません。 本届出書をもって次期青森大学学長候補者として届出します。 青森大学学長候補者選考委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>		

別紙様式 (裏)

私達は、		君を次期青森大学学長候補者として推薦します。	
青森大学学長候補者選考委員会委員長 殿		代理推薦人	
年 月 日		印	
	署名年月日	所 属	氏 名
1	. .		印
2	. .		印
3	. .		印
4	. .		印
5	. .		印
推 薦 理 由			

青森大学副学長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第7条及び青森大学学則第51条の規定に基づき、副学長の選任について定める。

(資格)

第2条 副学長は、人格高潔で学識が優れ、かつ青森大学の教育に関し、識見を有するものでなければならない。

(選任手続)

第3条 副学長は、学長と協議のうえ、理事長がこれを任命する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

青森大学学監選任規程

(目的)

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第9条に基づき学監の選任について定める。

(資格)

第2条 学監は、人格高潔で学識が優れ、かつ青森大学の教育に関し識見を有するものでなければならない。

(選任手続)

第3条 学監は、理事長の承認を得て、学長がこれを命ずる。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成5年8月1日から施行する。

青森大学学部長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第10条及び青森大学学則第51条の規定に基づき、学部長の選任について定める。

(資格)

第2条 学部長は、人格高潔で学識が優れ、かつ青森大学の教育に関し識見を有するものでなければならない。

(任命)

第3条 学部長は、当該学部の教授のうちから、学長の推薦を受け理事長が任命する。

(任期)

第4条 学部長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(選任を行う場合)

第5条 学部長の選任は、次の場合に行う。

- ①学部長の任期が満了するとき。
- ②学部長が欠けたとき。
- ③学部長が辞任を申し出て、理事長がこれを認めたとき。

2. 前項第3号の辞任は、希望する日の30日前までに申し出るものとする。

(選任の期日)

第6条 前条第1項による選任は、第1号及び第3号の場合は、その事由の生ずる日の10日前までに、第2号の場合は、その事由の生じた日から40日以内に行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規程の改正は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

青森大学学科長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第12条及び青森大学学則第51条の規定に基づき、学科長の選任について定める。

(資格)

第2条 学科長は、人格高潔で学識が優れ、かつ青森大学の教育に関し識見を有するものでなければならない。

(任命)

第3条 学科長は、当該学科の教授のうちから、理事長の承認を得て学長が命ずる。

(学科長の任期)

第4条 学科長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(選任を行う場合)

第5条 学科長の選任は、次の場合に行う。

- ①学科長の任期が満了するとき。
- ②学科長が欠けたとき。
- ③学科長が辞任を申し出て、学長がこれを認めたとき。

2. 前項第3号の辞任は、希望する日の30日前までに申し出るものとする。

(選任の期日)

第6条 前条第1項による選任は、第1号及び第3号の場合は、その事由の生ずる日の10日前までに、第2号の場合は、その事由の生じた日から40日以内に行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規程の改正は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

青森大学教育職員選考規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第51条に基づく教育職員の採用及び昇任の選考について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の基準)

第2条 本学の教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤講師並びに特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教の資格基準については、別に定める。

(資格審査委員会)

第3条 教育職員の資格審査を行うため、教授会の付託により教育職員資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置き調査審議にあたる。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長、学長補佐

(3) 各学部長

(4) 教授の中から各学部1名

2 委員会の委員長は、学長があたる。

3 調査審議の整理は、事務局があたる。

4 委員会は、審査対象者の専攻分野に関連する全学の教授(客員教授を含む)、又は准教授を出席させて意見を聞くことができる。

(調査審議)

第5条 委員会は、審査対象者について第2条に定める基準により、次に掲げる事項等について調査審議を行う。

(1) 学歴

(2) 職歴その他の経歴

(3) 著書、学術論文、創作活動その他の業績

(4) 学会および社会における活動状況

(5) その他

(報告)

第6条 学長は、審査の結果について当該学部教授会に報告するとともに理事長に報告する。

(庶務)

第7条 資格審査委員会の庶務は、大学事務局が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 青森大学教育職員資格審査規程（昭和47年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学と理事会との連絡を密にし、大学の円滑な運営を期するため青森大学協議会（以下「協議会」という。）を置き、その運営について必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 大学運営の基本事項に関すること
- (2) 大学の教育研究に関すること
- (3) その他必要と認めたこと

(構成員)

第3条 協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 理事長、本部長
 - (2) 理事、評議員及び法人本部職員の中から若干名
 - (3) 学長、各学部長
 - (4) 各学科の中から若干名
 - (5) 事務局長及び事務局職員の中から若干名
- 2 前項第2号の委員は、理事長が命ずる。
- 3 第1項第4号及び第5号の事務局職員の委員は、学長の推薦により理事長が命ずる。

(召集及び議長)

第4条 協議会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事長が不在のときは、本部長が議長の職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、原則として年4回開催するものとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、法人本部が処理する。

- 2 会議の記録は、事務担当者において作成し保管するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事長が行う。

附 則

1. この規程は、平成9年4月1日から施行する。